

● 所在地

七飯町字桜町 532 番地



● 概要

- 名称 「桜町共同墓地」
(旧桜町墓地・桜町墓地・平成第一墓地・平成第二墓地の4つ)
- 区画の大きさ 2m×3m
- 使用料 180,000円(1区画)
※使用料は永代です(管理料はありません)
- 空き区画数 約130区画
※空き区画の確認については生活環境係までお問い合わせください。
- 宗派 不問
- その他 7月盆前と8月盆前に草刈りが入ります。

● 合同納骨塚について

桜町共同墓地内には合同納骨塚もございます。こちらは町が管理する合葬式のお墓となり、焼骨1体につき15,000円の使用料となります。

合同納骨塚について詳しく知りたい方は「七飯町合同納骨塚の使用について」がございますので生活環境係までお問い合わせください。



● 使用することができる要件

- ・七飯町に住所がある方、もしくは七飯町に本籍を有していた方。

● 申請に必要なもの

- (1) 墓地使用許可申請書
- (2) 印鑑

民生部環境生活課（生活環境係：1階④窓口）に申請書を提出してください。

※建立時には建立許可申請書の提出が必要となります。

※埋葬後は埋葬許可証の提出が必要となります。

● アクセス

- ・函館空港から函館新外環状道路経由で約20km、車で25分
(七飯本町IC下車)
- ・JR新函館北斗駅から道道1176号経由で約5km、車で10分
- ・JR七飯駅から国道5号線経由で約3km、車で7分
- ・七飯町役場から国道5号線経由で約2km、車で5分

● お問い合わせ

申請先・お問い合わせは

〒041-1192 七飯町本町6丁目1番1号

民生部環境生活課 生活環境係

電話：0138-65-2516（直通）

＝ 共同墓地位置図 ＝

